

令和3年度新発田市特定健診受診勧奨業務委託
プロポーザル募集要領

この募集要領は、令和3年度新発田市特定健診受診勧奨業務（以下「本業務」）を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

1 本業務の概要

(1) 名称

令和3年度新発田市特定健診受診勧奨業務委託

(2) 目的

新発田市国民健康保険では第二期データヘルス計画を策定し、特定健診受診率向上は重要な課題として位置づけられている。未受診者への受診勧奨事業として、データの活用及びナッジ理論に基づいた効率的・効果的な施策を立案し、実施することで特定健康診査受診率の向上を図るために委託するもの。

(3) 内容

別添「令和3年度新発田市特定健診受診勧奨業務に係る業務委託仕様書」のとおりとする。

本業務に係る新発田市の実績やこれまでに実施した勧奨対策等は、別紙「新発田市の状況」のとおりである。

(4) 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

(5) 委託金額の上限

5,869,000円（消費税を含む）

2 実施形式

公募型プロポーザル方式

3 応募要件等

(1) 応募要件

本業務の受託候補者選定のためのプロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に応募しようとする者は、次に掲げる応募資格を有すること。

(2) 応募資格

次の①から⑧までの全ての要件を満たす者とする。

- ① 仕様書に基づく本業務を履行するノウハウを有し、かつ本業務を遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- ② 新発田市の物品の調達等の入札参加資格を有していること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ④ 新発田市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱による入札参加停止期間中の者でないこと。
- ⑤ 直近1年間に、申込者に課せられた国税及び地方税を滞納していない法人等であること。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑦ 新発田市暴力団排除条例第2条(1)及び(2)の規定に該当する暴力団又は暴力団員でないこと。

- ⑧ 個人情報の取り扱いに関して、JISQ15001 規格に基づくプライバシーマークを取得している、又は情報セキュリティマネジメントシステム ISO/IEC27001 (JISQ27001) の認証を受けていること。

4 日程

内容	期間
公告	令和3年2月19日(金)
質問受付	令和3年2月19日(金) 午前9時から 令和3年2月26日(金) 午後5時まで
参加申込書・企画提案書等の提出	令和3年2月19日(金) 午前9時から 令和3年3月5日(金) 午後5時まで
審査(書類審査)	令和3年3月18日(木) 予定
受託候補者決定・結果通知	令和3年3月下旬 予定
契約締結	令和3年4月上旬 契約期間：契約日～令和4年3月31日

5 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和3年2月19日(金) 午前9時から令和3年2月26日(金) 午後5時まで

ただし、質問書を持参する場合は土曜、日曜、祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。

(2) 質問方法

質問書(様式自由)に質問事項を記載のうえ、新発田市特定健康診査受診勧奨業務受託候補者選定委員会事務局(新発田市保険年金課国保給付係)まで持参するか、FAX 若しくは電子メールを同事務局へ送付すると共に電話での連絡を必ず行うこととし、電話のみでの質問は受け付けない。

なお、質問書には、回答を受ける担当者の連絡先(事業所等の名称、担当者氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス)を必ず記載すること。

(3) 回答

質問に対する回答は、事務的な事柄を除き、新発田市ホームページに掲載する。

(4) 説明会

本プロポーザルに関する説明会は実施しない。

6 応募方法について

(1) 提出書類

提出書類のうち様式第1～6号については、新発田市ホームページに掲載されている様式を使用すること。

① 令和3年度新発田市特定健診受診勧奨業務委託プロポーザル参加申込書(様式第1号)

② 宣誓書(様式第2号)

③ 参加申込者概要説明書(様式第3号)

※定款、決算報告(直近2年間)、未納の税額がないことの証明書(国税、都道府県税、市区町村税)を添付してください。

④ 委託業務の実施体制(様式第4号)

- ⑤ 類似の受診勧奨業務の実績（様式第5号）及び実績が確認できるもの（契約書及び仕様書の写しなど）

※4つ以上ある場合は、市町村国民健康保険の特定健康診査の受診勧奨業務の主なもの（対象者数が多いもの、実施前の年度の受診率が高いもの）を3つまで記載すること。

⑥ 企画提案書

ア 提案書（表紙）（様式第6号）（代表者印要）

イ 企画提案書

仕様書を熟読の上、下記の表に記載する全ての項目を盛り込むこと。

項目	内容
実施体制	当業務に係る職員の配置・教育体制
	危機管理及び個人情報の保護等の体制
実施方法	事業実施計画及び具体的な勧奨方法 （対象者の抽出方法や勧奨方法、実施時期、通知のデザイン、データヘルス計画の課題への対策等をできるだけ具体的に記載すること）
事業費	委託料見積り
	見積額内訳

※ 事業費の見積については、通知の送付費用や電話勧奨費用等、数量が未確定のものを見積り単価に予定数量を乗じて算定すること。

⑦ プライバシーマーク又は ISO/IEC27001（JISQ27001）登録証の写し

(2) 提出部数

7部（正本1部、写し6部）

(3) 提出期間

令和3年2月19日（金）から令和3年3月5日（金）

上記提出期間中の土曜、日曜、祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。

(4) 提出方法

持参、書留郵便による郵送のいずれか（郵送の場合は、提出期限までに必着とすること）

(5) 提出先

<新発田市特定健康診査受診勧奨業務受託候補者選定委員会事務局>

新発田市保険年金課国保給付係

所在地：〒957-8686 新潟県新発田市中心町3丁目3番3号

電話番号：0254-28-9311（直通）、FAX番号：0254-26-2210

E-mail：kokuh@city.shibata.lg.jp

(6) その他留意事項

提出書類は日本語を用いるものとし、やむを得ず外国語で記載する場合は、その日本語の訳文を付記または添付することとし、使用する通貨は日本円とすること。

また、提出書類がこの募集要領及び別紙様式に示された条件に適合しない場合や不備がある場合は、審査の対象にならず失格とすることがある。

7 受託候補者の選考方法及び選考基準

受託候補者の選定は、「新発田市特定健康診査受診勧奨業務受託候補者選定委員会」が審査項目に従って、企画提案内容を審査の上選定する。

(1) 選考方法

選定委員会において書類審査により選考を行う。企画提案内容を審査し、採点により最高点数を獲得した提案者（以下「最優秀提案者」という。）を第1位として選考する。なお、最高点数を獲得した提案者が複数で同点の場合は、概算見積額の低い提案者を第1位として決定する。その際概算見積額も同額だった場合には、選定委員会の委員長による採点が高い提案者を第1位として決定する。

(2) 審査項目及び評価基準

選考にかかる評価項目、評価の視点、配点（100点満点）は次のとおりとする。

審査項目	評価基準	配点
1 市町村国民健康保険特定健康診査の受診勧奨業務受託による受診率向上実績	市町村国民健康保険特定健康診査の受診勧奨業務を受託し、受診率を向上させた実績があるか (特定健康診査の対象者数、実施前後の受診率向上等により評価)	30点
2 実施体制	・業務を遂行するための、職員の配置・教育（公衆衛生修士・博士の在籍）、危機管理、個人情報保護等の体制が整っているか	10点
3 提案内容、実施方法、手法	・事業目的の達成に向けて、適切なコンセプトで効果的な提案内容となっているか。 (第三期特定健康診査等実施計画で示す目標値達成に向けて、データの活用及びナッジ理論に基づいた、受診率向上が期待できる提案内容となっているか。) ① 通知物は見やすくわかりやすいデザインであり、受診率向上に効果的なものになっているか。 ② 対象者に応じて、受診行動を促す工夫をしているか。 ③ 通知物の送付計画は受診率向上に効果的で無理のない計画になっているか ④ 継続受診者の増加が期待できるものか。新規国保加入者※1の健診受診を期待できるものであるか	30点
4 効果検証	・効果検証は適切なものとなっているか。 (翌年度に寄与するものであるか。)	10点
5 提案の独自性	・新発田市の実施体制や、これまで実施した未受診者対策をふまえた上で、事業者ならではの強みを生かした、受診率向上に資する付帯的な協力を提供できる独自の提案になっているか	10点
6 事業費	・費用対効果を考慮した提案であり、積算の内訳は適切であるか。また、確実に実現出来るものになっているか。	10点
合計		100点

※1 40歳の者や、前年度途中で転入等のために、当該年度に初めて特定健診の対象者として受診券の交付を受けたもの

(3) 選定結果通知

応募者へは、令和3年3月下旬頃に文書等により通知することとし、受託候補者については、新発田市ホームページにて公表する。また、選定に対する一切の問合せ及び異議には応じないものとする。

8 応募者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて、参加申込書等が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至った場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為など選定委員会が失格と認めた場合

9 提出書類の取扱

提出種類の取扱は、次の各号によるものとする。

- (1) 提出書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、新発田市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 提出書類は一切返却しない。
- (3) 提出期限（令和3年3月5日（金）午後5時）後は、内容の修正及び変更を認めない。
- (4) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、新発田市情報公開条例（平成14年10月1日条例第34号）の規定に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。

10 契約

本プロポーザルの選定結果に基づき、新発田市は受託候補者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約を締結するものとする。

また、受託候補者が、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当することになった場合は、契約を締結しない。この場合、再度、受託候補者を選定する。

11 留意事項

- (1) 本プロポーザルの応募に要する一切の費用は応募者の負担とする。
- (2) 本業務を遂行するにあたり知り得た情報について、新発田市の許可なくして外部に漏らしてはならない。

以上